

様式第2号（第5条関係）

令和4年11月22日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 岡田行弘



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	議会基本条例を理解し効果の出る改革のツボを押さえる
研修期間	R4年11月17日（木） 2講座
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（大阪） ④ その他（地方議会総合研究所・・・京都）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。

※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

# 議員派遣研修レポート

令和4年11月22日提出

氏名	岡田行弘
日時・場所	11/17(木)10:00～17:00 京都経済センター会議室4-A
視察内容	10:00～13:00 議会基本条例とは ～改革事項の解釈と運用を理解する～
	14:00～17:00 議会改革のツボ ～効果を検証し基本条例を活かす～

講師 (株)地方議会総合研究所、代表取締役 廣瀬和彦先生

## 研修内容

議会基本条例とは ～改革事項の解釈と運用を理解する～

- (1)議員間討議(2)議会報告会・意見交換会(3)反問権(4)通年会期(5)ICTの導入(6)質問手法  
(7)附属機関の設置(8)決算審査における議会の評価(9)議決事件の拡大(10)文書質問  
(11)選挙における立候補制(12)議会モニター(13)最高規範性(14)検証及び見直し

議会改革のツボ ～効果を検証し基本条例を活かす～

1.議会改革が機能するかどうかの分岐点

2.基本条例の検証及び見直しの具体的方法

3.効果の出る議会改革のツボを見つける

- (1)議員間討議 (2)議会報告会・意見交換会 (3)反問権 (4)通年会期

4.議会基本条例で追加すべき事項

- (1)災害時における議会・議員の対等等 (2)セクハラ・パワハラ対策等

5.議会改革の効果を検証する～計量分析による効果測定～

## 研修での習得事項および感想

議会基本条例の定義・意義、条例の規定を理解する条例前文の事例や大切さ、最高規範性、第三者による検証などの話があり、①議員間討議の必要性 ②議会報告会・意見交換会の実施方法、今後の方向性など事例を交えながら詳しく説明していただきました。

全国市議会議長会法制参事でもある講師は、各自治体の知見が広く非常に勉強になりました。

有田市議会基本条例の策定をすすめる私は、研修で学んだ内容を活かして議会の活性化と充実のために議会運営に関する事項及び情報公開並びに住民参加を基本とすることを定めた条例になるよう取り組んでまいります。